2019年9月13日 食品衛生分科会

文書による報告事項 に関する資料

(3)	文書による報告事項	
1	食品中の農薬等の残留基準の設定について	
	・文書による報告事項の概要・・・・・・・・・・・・・1	
	・フルチアニル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(インポートトレランス申請)	
	・フルベンジアミド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(適用拡大申請・魚介類)	

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

UX書による報告	尹垻の城安			
名称(用途)	経緯	我が国の 登録等の 状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
フルチアニル	インポー	農薬:ト	ADI:2.4 mg/kg 体重/日	〇長期暴露評価(TMDI/ADI)
(農薬/殺菌剤)	トトレラ	マト、な	ARfD: 設定の必要なし	国民全体(1 歳以上) 0.0%
	ンス申請	す等		幼小児(1~6 歳) 0.1%
				妊婦 0.0%
				高齢者(65歳以上) 0.0%
(別紙1)				
フルベンジアミ	適用拡大	農薬:大	ADI:0.017 mg/kg 体重/	〇長期暴露評価 (EDI/ADI)
ド	申請・畜産	豆、ばれ	日	国民全体(1 歳以上) 43.8%
(農薬/殺虫剤)	物への基	いしょ等	ARfD: 設定の必要なし	幼小児(1~6 歳) 72.6%
	準 値 設 定		(国民全体の集団)	妊婦 38.9%
	依頼		ARfD: 0.15mg/kg 体重	高齢者(65 歳以上) 50.4%
			(授乳中の女性)	○短期暴露評価
				ARfD を超えていない。
(別紙2)				

				Ī	参考基	準値	
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm		外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
トマトなす	0.3		_				0.03, 0.07(\$)(ミニトマト) 0.03, 0.05
きゅうり (ガーキンを含む。) かぼちゃ (スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 メロン類果実 (果皮を含む。)	0. 2 0. 2 0. 05 0. 07	0. 2 0. 05 0. 05	0		0. 07	米国	0.017,0.041 0.01,0.03(\$) <0.01,<0.01 【米国カンタロープ(<0.01~ 0.042(n=7))】
未成熟えんどう	0.5	0. 5	0				0. 05, 0. 15(\$) (さやえんどう)
りんご	0.2		ΙT		0. 15	米国	【米国りんご(<0.01~ 0.08(n=12))】
おうとう(チェリーを含む。)	0.4		ΙΤ		0.40	米国	【米国サワーチェリー(0.15〜 0.24(n=5))、おうとう(0.071〜 0.12(n=3))】
いちご	0. 5	0. 5	0			,	0. 113, 0. 138
ぶどう	0.7		ΙT		0. 70	米国	【米国ぶどう(0.013~ 0.50(n=12))】

^{○:}既に、国内において農薬登録のあるもの IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申 (案)

フルチアニル

食品名	残留基準値 ppm
トマトなす	0. 3 0. 2
きゅうり (ガーキンを含む。) かぼちゃ (スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 (果皮を含む。)	0. 2 0. 2 0. 05 0. 07
未成熟えんどう	0.5
りんご	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.4
いちご	0.5
ぶどう	0.7

				±	参考基準値	
食品名	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績等
及四省	案	現行	有無	基準	基準値	作物残留試験成績等ppm
120 951	ppm	ppm		ppm	ppm	(0.01 (0.01/7 #) /
とうもろこし	0.05	0.05	0	0.02		<0.01,<0.01(子実)/ <0.01,<0.01(未成熟)
そば	10	10	0		:	1.10,3.24(\$)
大豆	1	1	0	1		
小豆類	1	1	0	1		
えんどう そら豆	1	1		1		
その他の豆類	1	1		1		
ばれいしょ	0.05	0.05	0			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05					<0.01,0.01
かんしょ	0.05		Ö			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	0			<0.01,<0.01
てんさい	0.05	0.05	0			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	0			<0.01,0.02 (はつかだいこんの根)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	0			(はつかたいこんの報) 1.81,5.20 (はつかだいこんの葉)
かぶ類の根	0.3	0.3	0			0.04,0.06(\$)
かぶ類の葉	25		_		i	11.8,15.2(\$)
西洋わさび はくさい	0.3 5		0			0.04,0.06(\$) 1.64,2.07
キャベツ	4	4	0	4		1.01,2.01
芽キャベツ	4	4	0	4		
ケール	20	20	0			7.59,17.2(\$)(こまつな)、2.34~ 10.6(n=4)(みずな)
こまつな	20		_			(こまつな、みずな参照)
きょうな	20					(こまつな、みずな参照)
チンゲンサイ カリフラワー	5 4	5 4	0	4		2.22,2.86
ブロッコリー	5	5	0	4		0.87,1.60(\$)
その他のあぶらな科野菜	20	20	0	4		(こまつな、みずな参照)
ごぼう	0.05	0.05	0		:	<0.01,<0.01
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	0	7		7.48,9.49(リーフレタス)、 3.77,7.13(サラダ菜)
その他のきく科野菜	3		申			0.26,1.32(\$)(きく(葉))
ねぎ(リーキを含む。)		9				0.88,1.13
なさ (リーイを含む。) アスパラガス	3	3	0			0.88,1.13
 にんじん	0.3	0.3	0			<0.01,0.06(\$)
セロリ	10	10		5		4.92,5.26
トマト	9	2	0	2		
ピーマン	3	3	0	0.7		0.46,1.14(\$)
なす	1	1	0			0.24,0.40
その他のなす科野菜	5	5	0	0.7	ļ	1.47,2.04(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7		0.2		0.12,0.22(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか	0.5	0.5		0.2	!	0.06,0.15 <0.01(n=5)
すいか (果皮を含む。)	0.5	0.05		0.2		0.01(n=5) 0.08,0.10,0.15(\$)
メロン類果実		0.05	0	0.2		<0.01(n=5)
メロン類果実(果皮を含む。)	1		_	0.2		0.16,0.18,0.38(\$)
その他のうり科野菜	2	2	0	0.2	<u> </u>	0.36,0.88(にがうり)
オクラ	2	2	0			0.34,0.98
しょうが 未成熟えんどう	0.05	0.05				<0.01,<0.01
木成熟えんとう 未成熟いんげん	2 3	3	0	2 2		0.60,1.36(\$)(#)
えだまめ	5	5	Ö	2		1.02,2.12
}	 	} -			 	·

				力		
食品名	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績等
及印石	案	現行	有無	基準	基準値	作物残留訊練成績寺 ppm
その他の野菜	ppm 5	ppm 5	0	ppm 2	ppm	(えだまめ参照)
みかん	Ů	0.2	0	2		0.03,0.03
みかん(外果皮を含む。)	2	0.2	0		:	0.43,0.73
なつみかんの果実全体	3	3	Ö		:	1.02,1.20
レモン	3	3	0			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	0			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	3	3	0			(なつみかん参照)
ライム その他のかんきつ類果実	3	3	0			(なつみかん参照) (なつみかん参照)
					}	
りんご	1	1	0	0.8	:	0.37,0.41
日本なし西洋なし	0.8 0.8	0.8 0.8		0.8 0.8		
マルメロ	0.8	0.8		0.8		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2		申	0.8	į	0.44,0.51(\$)
もも		0.05	0		:	<0.01,<0.01
もも(果皮及び種子を含む。)	1		0			0.45,0.50
ネクタリン	2	2	Ö	2		,
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	0	2		
すもも(プルーンを含む。) うめ	2 2	2 2	0	2		0.82,1.00
プル) おうとう(チェリーを含む。)	2 2	2	0	2 2	:	0.82,1.00
					¦∳	
いちご ブルーベリー	2 2	2	0			0.45,0.82
	2	2	0		 	0.60,0.93
ぶどう	2	2	0	2		0.30~1.07(n=4)
かき	0.8	0.7	0	0.8		
キウィー		0.05	0		:	<0.01~0.007(n=5)
キウィー(果皮を含む。)	2					0.575,0.724,0.804
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
	 					
綿実	2	2		1.5	, ,	
ぎんなん	0.1	0.1		0.1	:	
くり ペカン	0.1	0.1	0	0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1	:	
 茶	50	50	0	50		
						9.50.9.16/め/ 7.み、)の田けい
その他のスパイス	10	10	0			2.58,3.16(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	25	25	0		<u> </u>	15.2,17.2(しそ(花穂))
牛の筋肉	2	2		2)
豚の筋肉	2	2		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2		2		
牛の脂肪	2	2		2	:	
豚の脂肪	2	2		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2		2		(======================================
牛の肝臓	1	1		1		
豚の肝臓	1	1		1	:	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1		
牛の腎臓	1	1		1		
豚の腎臓	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1	:	

				₹		
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 1 1	1 1 1		1 1 1		
乳	0.1	0.1		0.1		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01		申 申			推:0.0038 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05		申 申			推:0.053 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02		申 申			推:0.017 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02		申 申			(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02		申 申			(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01		申 申			推:0.013 (鶏の卵参照)
とうがらし(乾燥させたもの)				7	:	*

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの ○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

- 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
- 推:推定される残留濃度であることを示す

※加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加 工係数を10と算出している。

答申 (案)

フルベンジアミド

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし そば	0. 05 10
大豆	1
人豆 小豆類 ^{注1)}	$\begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array}$
えんどう	1
そら豆	1
その他の豆類 ^{注2)}	1
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0. 1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	25
西洋わさび	0.3
はくさい キャベツ	5 4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	5
カリフラワー	4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	20
ごぼう	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15
その他のきく科野菜 ^{注4)}	3
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	1
にんじん	0.3
セロリ	10
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5

食品名	残留基準値
	ppm
すいか (果皮を含む。)	0. 5
メロン類果実(果皮を含む。) その他のうり科野菜 ^{注6)}	1 2
オクラ しょうが	2 0. 05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	3 5
えだまめ	
その他の野菜 ^{注7)}	5
みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体	2 3
レモン	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ ライム	3 3
フィム その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	ა 3
りんご	1
日本なし	0.8
西洋なし	0.8
マルメロ びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0. 8 2
もも(果皮及び種子を含む。)	1
ネクタリン	2
あんず (アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。) うめ	2 2
プッ おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ブルーベリー	2
ぶどう	2
かき	0.8
キウィー(果皮を含む。)	2
その他の果実 ^{注9)}	0. 1
綿実	2
ぎんなん ィ n	0. 1
くり ペカン	0. 1 0. 1
アーモンド	0. 1
くるみ スタル ツギ注10)	0. 1
その他のナッツ類 ^{注10)}	0. 1
茶 (***)	50
その他のスパイス ^{注11)}	10

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注12)}	25
牛の筋肉	2
豚の筋肉	2 2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	
牛の脂肪 豚の脂肪	2 2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	1
豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注14)} 豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0. 1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0. 02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0. 02 0. 02
鶏の卵	0. 01
その他の家きんの卵	0.01

- 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ ト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイ 注2) ス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、 かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こま つな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、 チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。 注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをい
- う。
- 注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メ ロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科 野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょ うが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをい う。
- 注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの 外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外の ものをいう。
- 注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バ ナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、な つめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくる み以外のものをいう。
- 注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうが らし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のもの をいう。
- 注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリ の茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外の ものをいう。
- 注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい う。
- 注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。